

令和 3 年 5 月 31 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01207

研究課題名(和文) リベラルな国家の対外的正統性の規範的基礎

研究課題名(英文) The Normative Foundations of the External Legitimacy of Liberal States

研究代表者

郭舜(Kaku, Shun)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：30431802

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：一般に、国家の正統性についてはその構成員に対して基礎づけられれば足りるという暗黙の前提がとられてきた。しかし、国家が構成員資格の限定の上に成り立つという点をとってみても、対外的な正統性の問題は避けることができない。本研究においては、国家の政治的正統性を法の正統性から区別した上で、それが国家の構成員間の平等という対内的正統性に加えて、いずれかの国家の構成員である地位を有する者との間の平等という対外的な正統性という側面をもつことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平等に基づく国家の政治的正統性が対外的な側面を有することが明らかとなったが、このことは、いかなる国家の構成員資格をも実質的に持たない個人に対して国家が正統性を主張しうるためには、いずれかの国家の構成員資格を得ることができるよう手助けするか、あるいは自ら構成員資格を付与するかのいずれかによってその道徳的義務を果たさねばならないことを含意する。これは、難民・移民政策や関連する国際法・国内法の諸規則の修正・改革のための手がかりを与える。

研究成果の概要(英文)：There has been a common, implicit assumption that for the legitimacy of a state it is sufficient to demonstrate it from the viewpoint of its members. However, the mere fact that a state is premised on a defined scope of membership raises the issue of external moral legitimacy. The issue is responded by separating the political legitimacy of a state from the law's legitimacy at domestic and international levels, and conceptualising the former as having an external aspect of equality between individuals holding a status of members of respective states, as well as an internal aspect of equality between compatriots.

研究分野：法哲学

キーワード：国家の対外的正統性 政治的正統性 法の正統性 構成員資格 自律 平等 郭舜 郭舜

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

一般に、国家の正統性についてはその構成員に対して基礎づけられれば足りるという暗黙の前提がとられてきた。これは、国家の正統性ないし政治的責務の根拠として契約・公正 (fairness)・自然的義務・関係的責務のいずれをとるかに関わりなく当てはまる。

近代社会契約説を例に取れば、人々が自己保存 (Hobbes) や所有権保障 (Locke) などを目的として社会契約を結び、国家を樹立すると考えたが、社会契約がなぜ対外的な関係において有効なものに見なされるべきなのかについては、ほとんど論じられなかった。しかし例えば、資源の豊かな地域に住む人々が合意によって国家を樹立し、資源の乏しい地域に住む人々を排除し、その生存を脅かすような結果を生じさせるような場合、対内的にいくら正統だとしても、全体として見ればその正統性は疑わしい。このことは、国家が十分に正統であるためには、国家ないしその構成員が一定の対外的責任を果たす必要があることを示唆する。その責任が何に由来するのか、いかなる内容を有するのかを明らかにすることが、研究の課題として見出された。

具体的には、以下のように考察される。近代社会契約説の系譜においては、構成員間の関係における国家の正統性に主たる関心が置かれ、契約による国家設立が対外的にどのような正統性を主張しうるかは必ずしも明らかではない。確かに、現代版社会契約説とされる Rawls の議論ではリベラルな社会の間の関係を規律する「諸人民の法」(the law of peoples) の諸原理が示され、それを遵守することが諸社会の対外的正統性の根拠とされている (J. Rawls, *The Law of Peoples*, 1999)。しかし、諸人民の法が合意されるべき (第二の) 原初状態に登場するのは、その一段階前の (第一の) 原初状態において樹立された諸社会の代表者である。つまり、人々が合意によって一つの社会を形成することの有効性は何らの条件にも依存せず承認され、社会の外部との関係はすでに樹立された社会相互の関係としてのみ捉えられるのである。このような二段階の原初状態論は、やはり上記の例が示すような問題を免れない。第一段階の原初状態において個々の社会の基底原理が合意される際、誰がその場にいる「べき」なのかは問われずにおかれてよい問いではない。

公正は普遍主義的な概念であるために、この問題へのよりよい応答とはならない。公正の観点からは、国民は相互の関係から利益を得ているがゆえに一定の義務を負うとされる。これに対しては、ある制度に由来する利益を享受しているからといってそれを維持するための負担を負う義務があるとはいえないとする批判が有力である (R. Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, 1974)。仮にこの批判への応答が可能だとしても、相互的な関係に基づいて利益を享受する人々の範囲と国民の範囲が一致するとは限らない。外部との関係においては、むしろなぜ利益の供与を国民の間に限ることが許されるのかが問題となるはずだが、国民が相互に負う義務をもってこれに答えようとすれば循環論法に陥る。

また、正義の自然的義務も (Rawls, *A Theory of Justice*, 1971)、人々が一般に正義を実現する義務を負っていることを根拠づけるものであり、国家の樹立はそれが一般にその目的に資するものであるかぎり正統性を有する。国家の構成員以外の人々も、その国家が正義の実現に貢献しているかぎりでその正統性を承認する義務を負っているといえる。例えば、Goodin の割当責任論 本来は功利主義的な観点からの議論だが を参照するならば、人々が負っている一般的な道徳的義務をよりよく果たすためにはその範囲を限定することが望ましい。世界中の人々が世界中の人々に対して直接義務を果たそうとすれば、義務の履行は非効率になってしまうからである。それゆえ、義務を果たすべき相手方は第一義的には同国民に限られるべきであるとされる (R. Goodin, "What Is So Special About Our Fellow Countrymen?", 1988)。ただし、この議論は国家を単位とする世界秩序に一般的な根拠を与えるものではあっても、それ以上のものではない。それは責任を負うべき相手方の限定そのものには理由を与えるが、その範囲を確定するものではなく、同国民を外部の人々から一義的に区別する原理とはならない。また、いずれにせよこの原理は、国家の樹立が正義の実現に貢献しているか否かについて評価するためには国家内部の関係だけを見るのでは不十分であり、対外的側面を含める必要があるという前提に立っている。

関係的責務論は、国民相互の連帯責務を家族や友人の間との類推で説明しようとする (R. Dworkin, *Law's Empire*, 1986)。しかし、家族や友人の間で成り立つ個人的な関係を国民という大きな集団に押し広げて考えることは難しいという批判を除くとしても、国民が制度に対して特別の義務を負う根拠を同国民間の特別な関係に求め、同国民間の特別な関係を一定の制度を通じた共通の実践に求めるのは循環の疑いがある。

このように、地球上のある領域で特定の人々の間で個別国家が正統に設立されるためには、契約・公正・自然的義務・関係的責務などに基づいて社会内部における正当化が可能であるというだけでは足りず、外部の人々が国家ないし国家設立行為の妥当性・有効性を承認すべき理由を示す必要がある。それは何かというのが本研究における問いである。

以上のことを踏まえれば、国家の対外的正統性の根拠を探究するためには、国家の構成員資格（メンバーシップ）はその設立時においていかなる規範的原理によって決定されるのかという問題を糸口に検討を始めるのが適当である。本研究はおおむね以下のような構成をとり、哲学的考察によって3年間の計画で進められる。

国家の構成員資格の問題に対するKantの解法は、近接性の原理に依拠するものである。地理的に近接した者同士は行為することによって相互に影響を与え合うから、自然状態を脱して市民状態に入らなければならない。しかし、グローバル化した世界においては相互的な影響の及ぶ範囲は非常に広汎であり、国家の範囲を限定するには役立たない。そこで近接性の原理に実効性の要素を加味することで補うことが提案される(J. Waldron, "Redressing Historic Injustice", 2002)。これは基本的に上記の割当責任論と同旨のものであり、同じく個別国家の構成員資格を具体的に限定するための原理とはなりえない。

リベラル・ナショナリズムからの解答は、ネーションの境界が国家の限界と一致すべきだというものである(D. Miller, *On Nationality*, 1997)。公共文化を核としたネーションの間の境界線は常にはないものの相対的には明瞭である。ネーションが自己決定的であることにはそれ自体価値があり、また社会正義の実現のための条件でもある。ネーションと国家の境界が一致していることは、ネーションの自己決定を保障し、国家の機能を十全に発揮させるために望ましい。それゆえ、国家の境域はネーションの境界と一致するかたちで引かれるべきだというのである。しかし、ネーションの倫理性を擁護することは容易ではない。冒頭の例では、豊かな地域の人々と貧しい地域の人々が別のネーションを構成するならば、前者が後者の生存を危うくするかたちで国家を樹立することが正当化されてしまう。

国家が樹立される過程において権利侵害が発生しなければ十分だとする立場もある(R. Nozick, *supra*)。しかし、それによって正当化されるのが特定の種類の（リバタリアンの最小）国家のみであることを除くとしても、現実の個々の国家の成立過程において権利侵害がなかったことを証明するのは困難であるし、数世代前にあった権利侵害が現在の国家の正統性にどのような影響を与えるのかも明らかではない。

このように、個別国家の構成員資格を決定するための基準となる道徳原理は見当たらない(J. Simmons, "Democratic Authority and the Boundary Problem", 2013)。他方で、一般的に国家を設立することそのものは正当化しうる。消極的な根拠づけとしては、世界政府が到達可能でも望ましくもないというKant以来の議論があり、積極的な根拠づけとしては、一般的道徳義務履行の効率性・実効性に基づく上述の割当責任論がある。国家を基本的な単位とするグローバルな政治秩序自体は道徳的に否定されないのである。

したがって、一方で国家の設立は道徳的に正当化され、また国家が成立するために構成員資格の決定が必要であることは承認されるが、他方で構成員資格は全か無か（all or nothing）というかたちで線引きできるものではないということが導かれる。構成員に適用される道徳原理は、非構成員であるからといって直ちに適用が否定されるのではなく、個別の考慮が必要とされる。リベラルな国家について見るならば、リベラルな諸原理の適用をその内部にとどめておくことはできない。これは、単にリベラルな諸原理が普遍的に適用されるべきだからではなく、普遍的な適用がリベラルな諸原理へのコミットメントに立脚する国家が対外的正統性を標榜するための条件だからである。このことは、具体的な例として分配的正義の適用範囲についての違いをもたらす。グローバルな分配的正義の否定論者は、分配的正義が普遍的な道徳原理であることを承認しつつ、それが政治制度の成立後に問題となる原理であることを理由に適用を国境の内側にとどめようとする(T. Nagel, "The Problem of Global Justice", 2005)。すなわち、すべての社会はその内部で分配的正義を実現すべきだとされるのである。しかし、正統な国家は分配的正義を実現すべきであるという立場に立ち、正統性主張の名宛人が構成員に限定されないことを認めるのであれば、少なくとも次のような責任を引き受けなければならない。すなわち、(a)非構成員が自らの国家において分配的正義を実現しうるための条件を保障する責任、および(b)それが不可能である場合には（何らかの道徳的基準に基づき）分配的正義を直接保障する責任である。

他のリベラルな原理についても同様のことが言えるとするならば、冒頭の例において資源の豊かな地域に住む人々が資源の乏しい地域の人々を排除するかたちで国家を設立することは、後者の人々が国家を設立して同様の価値を追求するための基盤を奪うことになるならば許されない。同様の考慮は既存の国家の間でも当てはまる。すなわち、リベラルな国家は他の国家によるリベラルな価値の追求のための条件を保障し、場合によっては非構成員個人に対して援助を与える責任を負う。これは、Nagelのようなグローバル（分配的）正義否定論者や、Rawlsのようなグローバルな道徳原理についての最小限主義者に対する強力な反論となるであろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、リベラルな国家の対外的正統性の規範的基礎を解明することに置かれた。一般に、国家の政治的正統性についてはその構成員に対して基礎づけられれば足りるという暗黙の前提がとられてきたが、国家の設立は構成員と非構成員の区別を生じさせ、非構成員の地位を悪化させる外部効果をもちうる。構成員資格を一義的に決定する道徳原理がない以上、線引きは相対的でしかありえない。それにもかかわらず境界線が引かれるべきであるならば、非構成員に対しても一定の道徳的責任が生じうる。リベラルな国家はリベラルな原理を対外的にも適用する責任を負うのである。このような視角はグローバル正義論の新たな地平を切り拓くことにつながる。

3. 研究の方法

本研究では、リベラルな国家の対外的な正統性の基礎づけについて法哲学的な観点から分析を行った。正統性の概念については、社会学的正統性と規範的正統性とを区別することができるが、本研究の対象は後者である。すなわち、人々がある国家を正統であると認識しているという社会学的正統性ではなく、ある国家が実際に正統であるか否かという規範的正統性の問題が検討されることになる。したがって、方法として経験的な手法は取りえない。人々が国家についてどのような信念をもっているかなどについて経験的に明らかにすることは、社会学的正統性を裏付けるものではあっても、いかなる道徳的根拠によって国家の正統性が支えられているかという、規範的正統性についての問いに答えるものではないのである。

そこで、本研究においては、法哲学的な規範的分析の方法によって問題に接近した。これまで論じられてきた国家の正統性の根拠についての規範的議論をそれぞれ検討し、その欠点を明らかにするとともに、何によって積極的な基礎づけを図るべきか検討した。社会契約説の系譜においては、国家の正統性を構成員間の対内的な関係において基礎づければ足りるという暗黙の前提が取られていたということが出来るが、それがなぜ問題とされねばならないのかを明らかにした。さらに、国家が特定の境界線によって構成員資格を限定すること、それにより構成員間で特別の権利義務関係が生ずることをいかなる根拠から正当化するかについて分析を加えた。その上で、国家の正統性と法の正統性や法服従義務との関係について、対内的関係と対外的関係の両面から検討を行った。

得られた研究成果についてはその都度、学会発表・論文発表のかたちで発信し、フィードバックを得ることに努めた。また、適宜、関連分野の研究者と意見交換を行い、研究上の示唆を得た。

4. 研究成果

本研究においては、リベラルな国家の対外的な正統性の規範的基礎について、次のような知見が得られた。

(1) 対外的正統性概念の解明：対外的正統性概念を解明するためには、国家の内部における政治的正統性との関係性を含めて分析する必要がある。政治的正統性概念については、政府に支配権 (the right to rule) があれば足りるとするもの、それに加えて市民の服従義務が必要だとするものなど対立がある。対外的正統性はこれと複雑な関係にある。例えば、国家内部の政治的正統性が欠けているからといって、対外的正統性が否定され外部からの干渉が自由に許されるわけではないからである。これについては Buchanan の分析が有力であり、それを手がかりとして検討を進めた (A. Buchanan, *Justice, Legitimacy, and Self-Determination*, 2003)。

その結果、国家の対外的な政治的正統性と国内法体系の対外的な正統性、ないしそれに対する法服従義務とは区別されねばならないことが明らかとされた。正統性を有する法は、法の支配の理念の下で、自律的な主体の間での相互尊重的な相互行為を可能にするのであり、その適用を受ける主体は法に服従する義務を負う。しかし、この問題と、国家があるしかたでその構成員資格 (市民資格・国籍) を決定することとは区別されねばならない。後者は、民主国家において誰を平等者として取り扱うかという問題であり、その決定が対外的に正当化されるためには、非構成員が自己の帰属する他の国家において平等者たりうることが保障されていなければならないのである。

(2) 政治的正統性・法の正統性の根拠づけ：以上のことは国家の政治的正統性・法の正統性の両者について根拠づけを検討することの必要性を導く。契約・公正・自然的義務・関係的責務などの議論は、対外的な政治的正統性を十分根拠づけるには足りないとしても、深い関わりを有する。これらはいずれも、平等を前提あるいは条件としており、平等の観念こそが政治的正統性および法の正統性の基礎となるからである。

(3) リベラルな国家の対外的正統性の条件の提示：(1)・(2)を踏まえれば、リベラルな国家の対外的正統性は次の二つの柱によって支えられている。一つは、国家間関係、ある

いは国家と個人との関係における法を通じた相互尊重である。国際平面および国内平面における法の支配の尊重は、自律的主体間の相互尊重的な相互行為の基盤を保障する。すなわち、法の支配は、個人がいずれかの国家の構成員として集合的に、また個人として、自律性をもつことを承認するのである。

もう一つは、その上に立脚した、各国家の構成員としての個人間の平等に支えられた対外的な政治的正統性である。ある個人に対して構成員資格を与えないことが平等に反しないのは、その個人が別の国家の構成員として他の構成員との間に平等が保障されているかぎりにおいてである。平等者としての地位が承認されていない他国の構成員に対して、構成員資格を与えることを拒絶するのは、対外的義務の違背であることが導かれる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 郭 舜	4. 巻 91(10)
2. 論文標題 グローバルな経済秩序における自由	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 郭 舜	4. 巻 -
2. 論文標題 法多元主義の問題提起をどう捉えるか 国際法からの眺め	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法哲学年報2018	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 KAKU Shun
2. 発表標題 The Concept of Law in the Era of Globalisation
3. 学会等名 第29回IVR世界大会特別ワークショップ（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 KAKU Shun
2. 発表標題 Global Rule of Law and the Obligation of States to Obey International Law
3. 学会等名 10th CILS International Conference（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 郭 舜
2. 発表標題 法多元主義の問題提起をどう捉えるか 国際法からの眺め
3. 学会等名 日本法哲学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

早稲田大学研究者データベース
<http://researchers.waseda.jp/profile/ja.4e1376f719c55e3fee63cb1172479fb3.html>

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------